個人情報ファイルの名称	校務支援システムにおける児童生徒情報ファイル	
行政機関等の名称	丹波市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供	7.1以中级日女具工	
される事務をつかさどる組織	教育部学校教育課	
の名称	에 다 샤 기 구역 다 다 수	
	□ 市内児童生徒の情報を一元的に管理し、教職員の負担軽	
個人情報ファイルの利用目的	減のため	
	1氏名、2ふりがな、3性別、4生年月日、5年齢、6	
記録項目	住所、7電話番号、8家族構成、9郵便番号、10所属	
HOW, AH	校、11 学年、12 クラス、13 成績、14 所見その他	
記録範囲	市内小中学校在籍者及び保護者	
記録情報の収集方法	調査票、こども園からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれると	含まない	
きは、その旨		
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)丹波市教育委員会教育部学校教育課	
名称及び所在地	(所在地)669-3198 丹波市山南町谷川 1110 番地	
訂正及び利用停止に関する他		
の法令の規定による特別の手	_	
続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイ
	 政令第 21 条第 7 項に該当	ル)
	するファイル	
	」 ・	
 行政機関等匿名加工情報の提	M.H. M.W.	
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案を受ける組織の名称及び所		
在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案を受ける		
L	l .	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	_
口口	
備考	